

別表1（第3条第5号関係）

対象事業

訪都外国人旅行者の誘客を目的とする富裕層向けコンテンツの開発・情報発信に係る以下全ての内容を含む事業を対象とする。

1 新たな体験やサービスを提供し、訪都外国人旅行者の誘致に資するもの
2 都内における食、文化・芸能体験、自然、スポーツ・エンターテインメント、ユニークベニューなどのテーマに沿った富裕層が価値を感じる質の高いコンテンツ
3 夜間・早朝の時間帯の活性化に資するもの

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア 10コンテンツ程度開発し、それを情報発信すること。

イ コンテンツ開発・情報発信のみではなく、コンテンツを商品として販売することを目的とすること。

ウ 新たに開発するコンテンツであること（※）。

※「新たに開発」とは、これまでに実施したことのない内容又は既存の内容を本事業の目的のために改善（磨き上げ）したコンテンツを言う。

エ コンテンツは、都内で実施するサービスや体験を内容とすること。

オ 本助成金を活用して開発・情報発信するコンテンツは、本事業の活用によらない既存の商品と明確に区分できること。

カ 高齢者や障害者など誰もが観光を楽しめるようアクセシブル・ツーリズムを考慮すること。

キ 必要に応じて、安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。

ク 必要に応じて、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

ケ 広報・PR経費などの情報発信に係る経費割合が著しく高く、これらが主目的とみなされるもの（事業費の半分以上を上記経費が占める場合などを指す。）でないこと。

コ 感染症の状況に応じて、事業の実施時期を柔軟に調整できること。

サ 同一テーマ・内容で、財団の他事業、国、都道府県、区市町村などから別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの又は、支給を予定されているものでないこと（二重の支援は認められない。）。

シ ILTM、Virtuoso Travel week、Connections Luxury等の海外等の商談会へ出展すること。財団が出展する展示会に共同出展する場合も本要件を満たすものとするが、財団が出展する展示会に共同出展する場合に係る参加経費は、本助成金の対象外とする。

ス 富裕層向けの海外メディアを活用した情報発信、富裕層旅行を取り扱う海外の旅行会社との連携など、海外の富裕層へのコンテンツの販売に結び付くような効果的な発信手法を複数持ち、実施すること。

セ 販売先は海外の富裕層もしくは富裕層を取り扱う海外の旅行会社・ランドオペレーター等とすること。

ソ 令和3年度末までにコンテンツ開発を行うこと。

タ ターゲットとする地域が、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否対象から解除された後、速やかに販売できるようコンテンツ開発・情報発信を進めること。

チ 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

ツ 事業期間及び事業終了年度内において、別途財団が出展予定の海外商談会へPR冊子及び冊子のデータを格納したUSBメモリーを提供できる事業であること（※）。

※海外商談会で必要となるPR冊子は英語で5冊程度、PR冊子のデータを格納したUSBメモリーは5個程度である。提供に要する経費（輸送・梱包費等）は対象外。

テ 事業に必要な許認可を得る見込みがある（または得ている）こと（届出等も含む）。

（例：施設利用等許可、食品取扱等）

ト 実施に当たっては、SDGsを意識した取組を実施すること（プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材を使うなど環境へ配慮した取組など）。

別表2（第4条関係）

助成対象経費

区 分	摘 要
調査費	
富裕層トラベルに係るマーケティング調査費用	※外部委託するものに限る。
ユニークベニューの選定に係る調査費用	※外部委託するものに限る。
開発費	
コンテンツの提供者や関連施設等との折衝、交渉経費	※助成事業者の人件費は除く。
商品化に係る費用 商品化に向けた再調査や受け入れ側の環境整備に係る費用（受け入れ側への講師派遣、研修費用等）	※助成事業者の人件費は除く。
システム構築に係る費用	※外部委託するものに限る。
効果検証に係る経費 開発した商品の効果検証に係る経費	
日本に在住する海外出身富裕層を対象とした検証（モニターツアー等）に係る費用	※助成事業者の人件費は除く。
海外トラベルデザイナー、コンサルタントの招聘に係る費用	※助成事業者の人件費は除く。
情報発信費	
PRツール作成に係る経費 富裕層向け海外旅行会社等を対象としたPR冊子（WEB冊子でも可）、WEBページ作成費及び掲載のための動画作成費	※PR冊子（WEB冊子でも可）の作成は必須とする。 ※外部委託するものに限る。 ※事業実施に直接必要なものに限る。
広告掲載費 WEB媒体（ソーシャルメディア）や紙媒体（海外の富裕層向け雑誌・情報誌等）への広告掲載費	※広告掲載は原則直接契約した場合を対象とする。 ※事業実施に直接必要なものに限る。
富裕層向け商談会への参加経費 商談会への出展料やブース作成に係る経費 ※100万円を助成限度額とする。	※レセプション費用は対象外とする。 ※事業実施に直接必要なものに限る。
招聘（FAM）に係る経費	※事業実施に直接必要なものに限る。
その他諸経費 その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に財団が必要と認めるもの	

（参考）助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地の取得、造成及び補償に係る経費	コンテンツの調査・開発等事業実施に直接必要な土地の賃借を除く
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く
助成事業者の人件費、事務所等に係る家賃	
運営委託に係る経費	コンテンツの調査・開発等事業実施に直接必要なものを除く
施設設備等の維持管理に係る経費	清掃、固定経費、経常的経費等

車両等の購入費	自動車、二輪車等
金券等購入費	
租税公課	消費税等
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的な経費、振込手数料、使用実績のないもの等

別表3（第5条関係）

助成金の額

助成率
助成対象経費の3分の2以内（1千円未満は切捨て）
助成限度額
1団体当たり、2,500万円